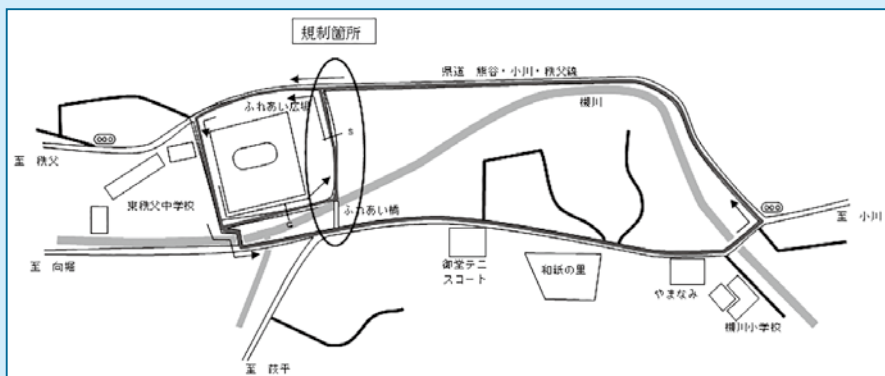




第36回東秩父村民マラソン大会のお知らせ

期 日 12月15日(日)
場 所 東秩父村ふれあい広場
受 付 午前8時30分～8時55分
部 別 小学生(低学年)(800m)
 小学生(高学年)(1,500m)
 中学生の部・一般男子の部(3,000m)
申込み 一般の部は当日まで、小学生・中学生の部は各学校毎に申し込んでください。
 申込書は教育委員会にあります。
その他 村道1-2号線は大会走路となるため一時通行止めになります。(下図参照)
問合せ 教育委員会事務局 ☎82-1230



固定資産税(こんなときは届出を)

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金で、次の場合は、必ず税務課まで届出をしてください。

○建物を新築・増築したとき

住宅などを新築・増築し、令和2年1月1日までに完成した場合は、令和2年度の固定資産税の対象となるため、届出をお願いします。

○建物を取り壊したとき

令和元年12月31日までに建物の一部または全部を取り壊した場合は、令和2年1月31日までに届出をお願いします。取り壊した建物につきましては、令和2年度から固定資産税の対象外となりますが、届出がないと対象となることがあります。

問合せ 税務課 固定資産税担当
 ☎82-1224



小正月の「ケズリバナ」体験学習会を開催します

東秩父村にのこる貴重な伝統文化であり、農作物に対する収穫願望が込められた小正月の「ケズリバナ」体験学習会に参加してみませんか。

みなさんの参加をお待ちしています。

日 時 令和2年1月11日(土)
 午前9時～正午

場 所 ふるさと館(旧大内沢分校)

参加費 無料

募集人数 10名(村内在住または在勤の方)

講 師 倉林 均 氏

用 具 ナタガマ(ナタ)、小刀、軍手を各自用意してください。

その他、用具をお持ちでしたらご用意ください。

申込み 12月23日(月)までに教育委員会へ申し込んでください。

その他 作業のできる服装でお越しください。

申込み 教育委員会事務局

・問合せ ☎82-1230



太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)の課税について

太陽光発電設備システムを設置すると、固定資産税の償却資産に該当し、課税の対象となる場合があります。

個人の方の場合、10kw以上の太陽光発電設備システムを設置し、売電を行うと、事業の用に供している償却資産に該当しますので、固定資産税の課税対象となります。

売電による所得の申告とは別に償却資産申告書を役場税務課へ提出することが必要です。償却資産の申告に必要な書類は税務課窓口にあります。 **問合せ** 税務課 固定資産税担当 ☎82-1224